

リース資産の使用状況等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表六十一

平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細

事業年度又は連結事業年度	1	・	・	・	・	・	・
総調整前連結税額基準額 〔別表六の二(六)「27」〕× $\frac{20}{100}$ 〕	2	円	円	円	円	円	円
税額基準額又は個別帰属額基準額 〔〔別表六(九)「16」又は 別表六の二(六)「2」〕× $\frac{20}{100}$ 〕	3						
控除の された 特別 控除 法人 税額	取得に係るもの (別表六(九)「18」又は別表六の二(六)「8」)	4					
	リースに係るもの (別表六(九)「24」又は別表六の二(六)「15」)	5					
	前期繰越分に係るもの (別表六(九)「27」又は別表六の二(六)「21」)	6					
	計 (4)+(5)+(6)	7					
翌た度 期繰越 に超過 繰越額 り額 繰越控 さ除 れ限	取得に係るもの 〔別表六(九)「31」の合計又は 別表六の二(六)「39」の合計〕	8					
	リースに係るもの 〔別表六(九)「34」の合計又は 別表六の二(六)「42」の合計〕	9					
	計 (8)+(9)	10					

リース資産の明細

供用年度	11	・	・	～	・	・	・	・
特定機械等の名称	12							
賃借年月日	13	平	・	平	・	平	・	平
指定事業の用に供した年月日	14	平	・	平	・	平	・	平
リース契約終了年月日	15	平	・	平	・	平	・	平
リース契約期間の月数	16		月		月		月	
リース費用の総額	17		円		円		円	
リース料(月額)	18							
当期において使用した期間	19		月		月		月	
当期において支払うリース料	20		円		円		円	
当期において指定事業の用に 供しなくなった年月日	21	平	・	平	・	平	・	平
使用状況	22							
指定事業の用に 供しなくなった事由	23							

別表六（十一）の記載の仕方

1 この明細書は、措置法第42条の6第3項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第42条の6第3項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは平成15年改正前の措置法（以下「平成15年旧措置法」といいます。）第42条の11第3項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）（平成14年改正措置法附則第21条第2項（電子機器利用設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により適用される場合を含みます。）の規定の適用を受けた法人（措置法第68条の11第3項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成18年旧措置法第68条の11第3項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）又は平成15年旧措置法第68条の15第3項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含みます。）が措置法令第27条の6第17項若しくは平成18年改正前の措置法令第27条の6第16項（確定申告書に添付する事項）の規定等の適用を受ける場合又は措置法第68条の11第3項、平成18年旧措置法第68条の11第3項若しくは平成15年旧措置法第68条の15第

3項の規定の適用を受けた連結法人（措置法第42条の6第3項、平成18年旧措置法第42条の6第3項又は平成15年旧措置法第42条の11第3項の規定等の適用を受けたものを含みます。）が措置法令第39条の41第17項（連結確定申告書に添付する事項）の規定等の適用を受ける場合に記載します。

この場合、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

なお、「各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細」の各欄は、申告事業年度前の事業年度（当該申告事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）又は申告連結事業年度前の連結事業年度（当該申告連結事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）について記載し、申告事業年度又は申告連結事業年度については記載する必要はありません。

2 「リース資産の明細」の各欄は、当期前において指定事業の用に供したリース資産（既に当期前において指定事業の用に供しなくなったものを除きます。）について別表六（九）、別表六（十）及び別表六の二（六）の記載に準じて記載してください。